

武蔵野市葬祭場等の設置及び管理運営に関する指導事務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設（以下「葬祭場等」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な行政指導の内容を定め、事業者及び近隣関係住民等に協力を求めることにより、葬祭場等の設置及び管理運営に伴う紛争を未然に防止し、地域の良好な住環境、生活環境等の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 遺体保管所 業として遺体を保管（運送契約に基づき一時保管するものを含む。）する施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。）をいう。
- (3) エンバーミング施設 業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設（当該施設内に葬儀を行う施設を有しないものに限る。）をいう。
- (4) 葬祭場等の設置 葬祭場等の建築又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更して葬祭場等にすることをいう。
- (5) 事業者 葬祭場等を設置し、又は管理運営する者をいう。
- (6) 近隣関係住民等 葬祭場等の設置に係る敷地境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲に居住し、若しくは事業を営む者又は当該範囲内に土地若しくは建築物を所有する者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、葬祭場等の設置及び管理運営にあたっては、周辺の住環境、生活環境等に及ぼす影響に十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

(標識の設置等)

第4条 事業者は、葬祭場等の設置をしようとするときは、次条第1項の規定による届出の日までに、葬祭場等の設置に係る計画の概要を周知するための標識として、葬祭場等設置に係る計画のお知らせ（第1号様式。以下「計画標識」という。）を当該設置に係る敷地内に設置するものとする。この場合において、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例39号。以下「まちづくり条例」という。）第35条及び第41条の標識を設置

したときは、当該標識をもって計画標識に代えることができる。

2 計画標識の設置は、第9条に規定する工事完了の届出をした日までとする。

3 計画標識の設置場所、設置方法等については、武蔵野市まちづくり条例施行規則（平成20年12月武蔵野市規則第82号）第17条第2項の規定を準用する。

（葬祭場等の設置に関する届出）

第5条 事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく建築確認申請を行おうとする日の20日前（建築確認申請が必要でない場合は、第8条に規定する説明会等を行う日）までに、葬祭場等設置計画届出書（第2号様式）に、次に掲げる図書（以下「計画図書」という。）を添えて、市長に届け出るものとする。

(1) 案内図

(2) 配置図

(3) 各階平面図、立面図及び断面図

(4) 標識の設置状況の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 事業者は、前項の規定により届出を行った葬祭場等の設置の計画（以下「設置計画」という。）に変更があったときは、葬祭場等設置計画変更届出書（第3号様式）に、変更に係る計画図書を添えて、市長に届け出るとともに、速やかに標識の記載事項を訂正するものとする。

（整備に関する基準）

第6条 事業者は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる基準に適合させ、設置後も維持するよう努めるものとする。

(1) 葬祭場等の敷地は、幅員6メートル以上の道路に接すること。

(2) 自動車駐車場及び自転車駐車場の駐車台数は、葬祭場等の規模等に応じ適切な台数を、当該葬祭場等と同一の敷地内又は隣接地に確保すること。

(3) 武蔵野市景観ガイドラインで定める基準により、景観に配慮すること。

(4) 隣地境界線から葬祭場等の外壁までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木等による緑化に努めること。

2 市長は、前項に定める基準に基づき、必要な指導、助言等を行うものとする。

（管理運営に関する基準）

第7条 事業者は、葬祭場等の管理運営にあたっては、次に掲げる基準を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 花輪の設置は葬祭場等の敷地内のみとすること。ただし、接道部分には設置しないこと。
- (2) 出棺その他の儀式は、葬祭場等の敷地内で行うこと。
- (3) 葬儀に参列する者が多数いることにより相当の混雑が予想される場合は、掲示による案内、整理員の配置等の適切な措置を講ずること。
- (4) 葬祭場等の管理運営に伴い発生する騒音及び臭気については、防音及び防臭のための措置を講ずること。
- (5) 葬祭場等周辺の道路の状況により自動車交通の渋滞が予想される場合は、葬儀に参列する者に対し、自動車による来場を自粛するよう呼びかけるとともに、交通事故の防止に努めること。
- (6) 葬祭場等の施設又はその周囲に周辺地域の景観を損ねるような広告物を掲示しないこと。
- (7) 葬祭場等の設置後においても、当該葬祭場等の管理運営を適切に行うとともに、近隣関係住民等から当該葬祭場等の管理運営についての苦情があったときは、迅速かつ適切に対応することができる体制を整えること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、葬祭場等の管理運営が近隣関係住民等の住環境、生活環境等に及ぼす影響が特に大きいときは、近隣関係住民等と十分に協議し、必要な措置を講ずる等の適切な対応を図ること。

2 市長は、前項に定める基準に基づき、必要な指導、助言等を行うものとする。

(近隣関係住民等への周知)

第8条 事業者は、第5条第1項の規定による届出（以下「設置届出」という。）の日から10日以内に、近隣関係住民等に対し、葬祭場等の設置計画の内容を説明会等（説明会又は個別説明をいう。以下同じ。）により周知するとともに、その理解を得るよう努めるものとする。この場合において、まちづくり条例第36条及び第42条の説明会の開催と同時に行うことを妨げない。

2 事業者は、説明会を開催しようとするときは、設置届出の日から当該開催しようとする日の1週間前までの間に近隣関係住民等及び市長に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業者は、説明会等を実施したときは、説明会等実施報告書（第4号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

(工事完了等の届出)

第9条 事業者は、葬祭場等の設置に係る工事を完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（第5号様式）により、市長に届け出るものとする。

(勧告)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 設置届出をせずに葬祭場等の設置又は管理運営をした事業者
- (2) 設置届出に関する書類に虚偽の記載をした事業者
- (3) 設置届出と異なる内容の葬祭場等の設置又は管理運営をした事業者
- (4) 第6条又は第7条の規定に著しく適合していない整備又は運営管理をしたと認められる事業者

付 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。